

善通寺市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 11 月 8 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 内 田 等

平成29年度指定管理者監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき公の施設に係る指定管理者が、適正かつ円滑に執行されているか監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

平成 29 年度公の施設に係る指定管理者監査結果報告書

1 監査内容

監査は、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日までについて、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 委託事業が法令，条例，規則，ガイドライン，協定等に基づき指定管理者の義務の履行は，適正に行われているか。
- (2) 施設の管理運営が設置目的に沿い住民サービス向上と効率的な運営がなされているか。
- (3) 個人情報保護等の情報管理体制に，遺漏はないか。

2 監査の実施日，対象等

月 日	施 設 名	指定管理者等	市所管課
10 月 11 日	指定管理者による公の施設	公の施設指定管理者 選定評価委員会	総務課
10 月 11 日	善通寺市鉢伏公園グランド	—	生涯学習課
10 月 16 日	善通寺市鉢伏ふれあい公園		
9 月 22 日	善通寺市武道館	公益財団法人 ハートスクエア善通寺	生涯学習課
10 月 11 日	善通寺市民体育館	—	保健課
	善通寺市営野球場		生涯学習課
10 月 17 日	善通寺市営テニス場	公益財団法人 ハートスクエア善通寺	生涯学習課
	善通寺市民プール		
9 月 22 日	善通寺市営大通り駐車場	公益財団法人 ハートスクエア善通寺	商工観光課
	善通寺市営上吉田駐車場		土木都市計画課
10 月 11 日	善通寺市営駅南駐車場	—	生涯学習課
	善通寺市営財之神駐車場		
10 月 17 日	善通寺市営東仙遊町駐車場	公益財団法人 ハートスクエア善通寺	生涯学習課
	善通寺駅前自転車駐車場		

(備考) 9 月 22 日は，現地での監査を実施

3 監査の方法

下記の監査書類の提出及び提示を求め、指定管理料等の内容について、照合確認するとともに監査の対象となった公の施設に係る指定管理について、指定管理者及び市所管課から提出された資料に基づき説明を聴取して実施した。

- (1) 施設利用状況表
- (2) 善通寺市民体育館等の管理に関する基本協定書（平成 28 年度 [5 年間]）の写し
- (3) 善通寺市民体育館等の管理に関する年度協定書（平成 29 年度）の写し
- (4) 平成 28 年度正味財産増減計算書内訳表
- (5) 平成 29 年度計画書
- (6) 施設の利用について「アンケート調査」
- (7) 職務遂行の記録及び自己評価
- (8) 指定管理者所管課評価書

4 監査の結果

指定管理者である公益財団法人ハートスクエア善通寺及び市所管課について、現地調査及び監査を行った結果、基本協定書に係る契約事務、施設の運用管理に関連する事務事業の執行は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事務が見受けられたので、協定書別に別紙で述べる。

公益財団法人ハートスクエア善通寺

1 公の施設の名称等

(1) 名称 善通寺市鉢伏ふれあい公園

(2) 所在

施設名	所在地
善通寺市鉢伏ふれあい公園	善通寺市与北町 1705 番地
善通寺市鉢伏ふれあい公園グランド	善通寺市与北町 2055 番地 1

2 利用者数（平成 28 年度実績） (人)

施設名	利用者数
善通寺市鉢伏ふれあい公園	5,103
善通寺市鉢伏ふれあい公園グランド	43,852
合計	48,955

3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

4 指定管理者の選択方法 公募

5 指定管理料 25,380,000 円／年 (消費税等を含む。)

6 決算状況（消費税等別）

（単位：円）

	項 目	平成 28 年度
収 入	1 利用料金	2,065,586
	2 その他収入	984,471
	3 指定管理料	23,500,002
	計	26,550,059
支 出	1 人件費	2,938,835
	2 事業費	11,612,818
	3 管理費	10,374,910
	計	24,926,563
差 引	合 計	1,623,496

※管理費にはシルバー人材センターの委託料を含む。

7 指摘事項等

特になし。

公益財団法人ハートスクエア善通寺

1 公の施設の名称等

(1) 名称 善通寺市民体育館等

(2) 所在

施設名	所在地
善通寺市民体育館	善通寺市金蔵寺町 398 番地 6
善通寺市営野球場	善通寺市弘田町 1847 番地
善通寺市営テニス場	善通寺市仙遊町二丁目 9 番 1 号
善通寺市民プール	善通寺市金蔵寺町 398 番地 6
善通寺市武道館	善通寺市文京町四丁目 1 番 2 号

2 利用者数（平成 28 年度実績） (人)

施設名	利用者数
善通寺市民体育館	106,359
善通寺市営野球場	7,668
善通寺市営テニス場	14,787
善通寺市民プール	76,199
善通寺市武道館	18,265
合計	223,278

3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

4 指定管理者の選定方法 公募

5 指定管理料 10,654,000 円／年（消費税等を含む。）

6 この施設を維持している指定管理料以外の使用料

善通寺市民体育館，市民プールの駐車場土地借り上げ料 3,913,750 円

(市教育委員会負担分)

7 決算状況(消費税等別)

(単位：円)

	項 目	平成 28 年度
収 入	1 利用料金	44,608,082
	2 その他収入	7,644,561
	3 指定管理料	9,864,819
	計	62,117,462
支 出	1 人件費	15,305,165
	2 事業費	34,730,539
	3 管理費	14,329,464
	計	64,365,350
差 引	合 計	△2,247,888

※管理費には，シルバー人材センターの委託料を含む。

※なお，善通寺市民体育館には，トレーニング事業，善通寺市民プールには，プール売店事業を含む。

8 指摘事項等

個別指摘事項

(生涯学習課)

① 市民体育館建屋等の修繕について

平成 26 年度の監査において、老朽化に伴う雨漏り、照明設備の不具合について、修繕を指摘してきたところである。

市においては、今年度にメイン、サブアリーナの全面床張替、照明器具の LED 化等に 2 億円余の経費を投入し、平成 30 年 3 月末までに工事を終わらせる計画であり、修繕に取りかかっているところである。

一方、屋上の雨水排水を流す屋内配管に関係した会議室の雨漏れ、アリーナの館内通路側内装の汚れなど、早急に修繕をする箇所が見られる。

他方、修繕調査書の作成など努力の跡も見られる。係る大掛かりな修繕を実施する計画には、議会はもちろんのこと、市民にも周知し、修繕の理解を求めることが肝要と考えられる。

どこまでの修繕が早急に必要なのか、学識経験者等の意見を踏まえて、対処されるよう、検討されたい。

② 市民体育館の利用料金について

今年度に、市民体育館のアリーナの大掛かりな改修工事を行っている。工事終了後、使用開始にあたり適正な利用料金について、改正を検討されたい。

本市の利用料金は、近隣の市立体育館に比較して、低額に設定されている。多額の修繕料を投入しており、利用者に応分の負担を求めることは、市民の理解が得られると考えられる。

(保健課)

市民体育館のトレーニング室配置のマッサージ器について

マッサージ器は、使用頻度が多いため、頭部等の箇所に傷みが激しい。指定管理者によると、修繕は高額であり更新を考えているとのことである。更新については、配置した責任上、指定管理者との役割分担を整理した上で善処されるよう、検討されたい。

(指定管理者)

① 市民体育館のイベント企画について

所管課評価書には、企画事業を更に増やす努力をされるよう、指摘があった。年間計画の中で、イベント実施に向けて利用者間の調整を図り実現を行うよう、検討されたい。

② 市民体育館建屋の修繕について

平成 26 年度の監査において、指摘した施設の老朽化に伴う雨漏り、照明設備の不具合について、修繕を指摘してきたところである。

指定管理者の予算内で、修繕可能なものについては、所管課と連携を図り早急に修繕できるよう、対処されたい。

公益財団法人ハートスクエア善通寺

1 公の施設の名称等

(1) 名称 善通寺市駐車場及び善通寺市自転車駐車場

(2) 所在

施設名	所在地
善通寺市営大通り駐車場	善通寺市文京町四丁目 648 番地 3
善通寺市営上吉田駐車場	善通寺市上吉田町八丁目 7 番地 16
善通寺市営駅南駐車場	善通寺市文京町一丁目 606 番地 2
善通寺市営財之神駐車場	善通寺市善通寺町五丁目 234 番地 1
善通寺市営東仙遊町駐車場	善通寺市仙遊町一丁目 1303 番地 3
善通寺駅前自転車駐車場	善通寺市文京町一丁目 7 番 2 号

2 利用者数（平成 28 年度実績） (人)

施設名	利用者数（定期券含）
善通寺市営大通り駐車場	1,317
善通寺市営上吉田駐車場	391
善通寺市営駅南駐車場	119
善通寺市営財之神駐車場	582
善通寺市営東仙遊町駐車場	0
善通寺駅前自転車駐車場	22,886
合計	25,295

3 指定期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

4 指定管理者の選定方法 公募

5 指定管理料 無

6 この施設を維持している指定管理料以外の使用料

善通寺市営財之神駐車場等土地借り上げ料 3,780,000 円

善通寺駅前自転車駐車場土地借り上げ料 1,047,800 円

7 決算状況（消費税等別）

（単位：円）

	項 目	平成 28 年度
収 入	1 利用料金	9,287,936
	2 その他収入	0
	3 指定管理料	0
	計	9,287,936
支 出	1 人件費	4,587,710
	2 事業費	1,104,691
	3 管理費	282,793
	計	5,975,194
差 引	合 計	3,312,742

※管理費にはシルバー人材センターの委託料を含む。

8 指摘事項等

個別指摘事項

（土木都市計画課）

JR 善通寺駅駐輪場の土地賃貸借長期継続契約の自動更新について

このことは、地方自治法第 232 条の 3 で、「普通地方自治体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を定めることができないことになっている。

相手方と協議し、新たな契約を締結されたい。

(商工観光課)

市営東仙遊町駐車場について

市営東仙遊町駐車場については、平成8年に設置され、現在は観光利用目的の普通駐車場と定期駐車場として運用されている。また、定期駐車場としては、近隣の大型量販店等の利用があったが、現在はなくなっている。

一方、隣接する市営東仙遊町住宅跡地は、今年度より普通財産化とし、新しい活用を展開する状況である。

これらのことを勘案し、同駐車場を廃止し普通財産として、前述の市営住宅跡地と一体化した活用を展開することを視野に、検討されたい。